訓　令

○内閣府訓令第四十五号

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年十月二日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　直人

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令（平成十三年内閣府訓令第十九号）の一部を次のように改正する。

別表「経済社会システム担当」の項中7を8とし、2から6までを一ずつ繰り下げ、1の次に次のように加える。

2　行政刷新に関する施策に関して、閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関すること。

附　則

この訓令は、平成二十一年十月二日から施行する。

告　示

○総務省告示第五百一号

政党助成法（平成六年法律第五号）第五条第三項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の届出事項の異動の届出があったので、同条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十一年十月二十二日

総務大臣　原口　一博

政党の名称	異動事項	旧	新	届出年月日
自由民主党	支部の数	七五一四	七五一五	平成二十一年七月七日
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	七五一四	七五一六	
国民新党	所属国会議員（所属国会議員でなくなった）	氏名	糸川　正晃	平成二十一年七月二十二日
自由民主党	所属国会議員の住所		埼玉県入間市豊岡五―二―四一	平成二十一年七月二十三日
	大塚　拓		東京都品川区東五反田五―二―二四	
	所属国会議員（所属国会議員でなくなった）	氏名	長崎幸太郎	平成二十一年七月二十七日
民主党	所属国会議員（所属国会議員でなくなった）	氏名	浅尾慶一郎	平成二十一年七月二十九日
自由民主党	支部の数	七五一九	七五一四	
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	七五一九	七五一四	
自由民主党	所属国会議員（所属国会議員でなくなった）	氏名	山内　康一 平林　素子 （広津　素子）	平成二十一年八月七日
民主党	所属国会議員（所属国会議員となった）	氏名	田中　直紀	平成二十一年八月十八日
	住所		新潟県長岡市今朝白一―七―一四	
	選出区分		参議院議員　新潟県	
	選挙期日		平成十六年七月十一日	
	同議員は、その選出された参議院議員通常選挙において同党に所属していなかった。			
民主党	所属国会議員（所属国会議員でなくなった）	氏名	青木　愛	平成二十一年八月十九日
民主党	所属国会議員（所属国会議員となった）	氏名	広野　允士（広野ただし）	平成二十一年八月二十四日
	住所		富山県富山市八尾町宮腰七七五	
	選出区分		参議院議員　比例代表	
	選挙期日		平成十九年七月二十九日	
	同議員は、その選出された参議院議員通常選挙において同党に所属していた。			
新党日本	支部の数	六	五	平成二十一年九月一日
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	六	五	
自由民主党	支部の数	七五二〇	七五一九	平成二十一年九月四日
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	七五二〇	七五一九	

○政治資金適正化委員会告示第五十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

平成二十一年十月二十二日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	氏名	抹消年月日	抹消事由
二六一二	花田　順正	二一、八、二九	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号